

## 第9回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和8年2月24日(火)
- 2 開催時間 午後1時31分開会 午後2時13分閉会
- 3 開催場所 ソネビル 6階講習会室
- 4 出席委員 25名
  - 1番 梶川 毅
  - 2番 荒川 満雄
  - 3番 牧村 康弘
  - 4番 鹿内 淳一
  - 5番 森 耕一
  - 6番 水野 真和
  - 7番 増地 孝昇
  - 8番 中村 光洋
  - 9番 山本 裕慈
  - 10番 工藤 美佐
  - 11番 兒玉 康英
  - 12番 大塚 敏幸
  - 13番 飯田 暢弘
  - 14番 山崎 博之
  - 15番 森 有宏
  - 16番 岸塚 隆弘
  - 17番 横川 和博
  - 18番 野原 香織
  - 19番 廣瀬 貢弘
  - 20番 松金 栄治
  - 21番 梶 宗徳
  - 22番 辻 浩志
  - 23番 落合 憲和
  - 24番 河瀬 勉
  - 25番 室崎 公一
  - 26番 吉田 利彦
- 5 欠席委員 1名
  - 17番 横川 和博
- 6 議事録署名委員
  - 18番 野原 香織
  - 19番 廣瀬 貢弘
- 7 議事内容
  - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
  - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
  - (3) 報告第3号 調整委員の指名に係る専決処分及び調整結果について
  - (4) 議案第1号 農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について
  - (5) 議案第2号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
  - (6) 議案第3号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
  - (7) 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の案の決定について
  - (8) 協議第1号 帯広市地域農業経営基盤強化促進計画見直しに係る目標地図の素案について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局 出席職員
  - 事務局長 橋向 弘泰 農地課長 高間 裕一
  - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 清水 裕貴
  - 農地係主任補 中島 俊喜

事務局 議長	<p>ご起立願います。礼。ご着席ください。</p> <p>ただいまより、第9回帯広市農業委員会を開会いたします。</p> <p>(議長より、近況を含め挨拶)</p>
議長	<p>それでは議事に入ります。</p>
(委員)	<p>初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。</p> <p>会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。</p>
議長	<p>(なし)</p>
議長	<p>異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。</p> <p>次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。</p>
事務局 議長	<p>報告いたします。</p> <p>本日の出席委員は、25名です。</p>
	<p>17番 横川委員につきましては、欠席の申出を受けております。</p>
	<p>本日の議事は、開催次第 3.次第 にあるとおり、報告が3件、議案が4件、協議が1件です。</p>
	<p>(配付資料の確認)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。</p> <p>本日の議事録署名委員には、18番 野原委員、19番 廣瀬委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。</p>
	<p>それでは報告案件に入ります。報告第1号につきましては、</p>
	<p>事前に資料を送付し、内容をご確認いただいておりますので省略いたします。</p>
	<p>また、報告第3号につきましては、関連する内容の議案第4号にて一括してご説明いたします。</p>
	<p>では、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」報告いたします。</p>
梶川調査委員長	<p>2月分の調査結果について、梶川調査委員長よりお願いいたします。</p> <p>10日の調査ですが、2ページ 報告第2号 1 現況証明 附番56から57の2件について現地調査をしたところ、非農地であることを確認いたしました。</p>
	<p>次に、2. 現況地目照会(法務局)、附番2の1件について現地調査をしたところ非農地であることを確認しました。</p>
	<p>以上で、2月分の報告を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>

( 委 員 ) 議 長	(なし) 特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。
事務局(中島主任補)	<p>以上で、報告案件はすべて終了いたしました。</p> <p>これより議案の審議に入ります。</p> <p>議案第1号「農地等賃貸借の解約等に係る成立状況の確認について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第18条の規定による通知書が次のとおり提出されたので、その成立状況について、確認を求めます。</p>
議 長	<p>(議案第1号、附番37から39の3件の合意解約について朗読・説明)</p> <p>以上附番37から39の3件につきましては、農地法第18条第1項第2号に該当し、合意解約が成立しているものと考えます。</p> <p>それでは審議に入ります。</p> <p>ただいまの説明に対するご質問、あるいは通知書の内容に基づく合意解約成立状況についてご異議ございませんか。</p>
( 委 員 ) 議 長	(なし) ご異議が無いようですので、通知書の内容に基づく合意解約の成立状況を確認いたしました。
事務局(清水主任)	<p>次に議案第2号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。</p> <p>農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。</p>
議 長	<p>(議案第2号、附番25の売買1件、附番26の贈与1件について、調査票に基づき朗読、説明。)</p> <p>以上附番25・26の2件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。</p> <p>それでは、まず地区担当委員の意見を伺います。</p>
森 ( 耕 ) 委 員	<p>附番25について意見を申し上げます。</p> <p>受人は地域で営農を行っている認定農業者です。申請農地は、昔は河川でしたが、現在は農地として隣接農地と一体で利用されていること、また営農状況についても周辺農地の利用に支障が出ていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないものと考えます。</p>
議 長	ありがとうございます。

それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

( 委 員 )

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

次に、議案第3号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。

事務局(佐々木係長)

農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について決定を求めます。

(議案第3号、附番5から7の砂利採取のための一時転用3件について調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。

議 長

それでは、地区担当委員の意見を伺います。

附番5について、辻委員よりお願いいたします。

辻 委 員

附番5について意見を申し上げます。

事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番6について、荒川委員よりお願いいたします。

荒 川 委 員

附番6について意見を申し上げます。

事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。

次に、附番7について、岸塚委員よりお願いいたします。

岸 塚 委 員

附番7について意見を申し上げます。

事務局からの説明のとおり、申請地は表土が薄く砂利層があるため、砂利を採取し、平坦な農地にすることによって良い農作業ができることから、砂利採取についての一時転用は、やむを得ないものと考えます。意見は以上です。

議 長

ありがとうございました。それでは審議に入ります。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについて、ご異議ございませんか。


( 委 員 )


(なし)

議	長	ご異議が無いようですので、本件につきましては、申請どおり許可することと決定し、北海道農業会議へ意見聴取し、許可相当の回答を受けたのち、会長専決により許可書を交付することとします。
議	長	次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の規定に基づき、次の農用地利用集積等促進計画の案について決定を求めます。
		(議案第4号、1. 農地売買等事業分 (1)所有権移転(買入)附番29・30の2件、(2)賃借権の設定附番20から22の3件について、調査書に基づき朗読・説明)
事務局(中島主任補)		(同、2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定) 借入の附番59～78の20件、貸付の附番84～108の25件について、調査書に基づき朗読・説明)
		以上につきましては、地域計画区域内の農用地であることから、農業経営基盤強化促進法第21条に基づき、農地中間管理機構への利用権の設定等を行うものです。
		なお、本件につきましては、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うものです。
議	長	それでは審議に入りますが、2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定)借入の附番70及び貸付の附番99の2件については、梶委員が関係しておりますので、ここで一時退席いただきます。
		<b>【梶委員退席】</b>
議	長	それでは、2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定)借入の附番70及び貸付の附番99の2件について審議に入ります。ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定)借入の附番70及び貸付の附番99の2件につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。
		<b>【梶委員着席】</b>
議	長	それでは審議を続けます。2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定)

		借入の附番70及び貸付の附番99を除く43件について、審議に入ります。
		ただいまの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご異議が無いようですので、2. 農地中間管理事業分(賃借権等の設定)借入の附番70及び貸付の附番99を除く43件につきましては、原案のとおり決定し、農地中間管理機構へ、農用地利用集積等促進計画を定めるべき旨の要請をおこない、同機構にて促進計画案のとおり認可申請されれば、会長専決により即日公告を行うこととします。
		以上で、議案の審議は全て終了いたしました。
議 長		続いて「協議」に入ります。
		「帯広市地域農業経営基盤強化促進計画見直しに係る目標地図の素案について」、事務局より説明させます。
事務局(清水主任)		(「帯広市地域農業経営基盤強化促進計画見直しに係る目標地図の素案について」の説明)
議 長		ただいまの説明に関して、ご質問等ございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		ご質問等が無いようですので、以上で終了いたします。
		次に、事務局より連絡事項を説明させます。
事務局(清水主任)		(事務局から連絡事項の説明)
議 長		ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。
( 委 員 )		(なし)
議 長		以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。
事 務 局 長		ご起立願います。お疲れさまでした。

本会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため署名捺印する。

議長 吉田 和 高 

署名委員 野原 香 織 

署名委員 廣瀬 真 弘 